

第8回薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会

日時 令和6年8月21日(水)

17:00～

場所 田中田村町ビル6E

開催形式 ハイブリッド会議方式

○薬事企画官 傍聴の皆様にお知らせいたします。傍聴に当たっては、既に御案内しております注意事項をお守りいただくようお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第8回「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、お忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。

初めに、事務局から連絡事項を申し上げます。

本日の会議は、対面の会議とウェブ会議を併用しております。会議の内容は公開することとされておりまして、傍聴者にYouTubeでのライブ配信を行っております。

また、厚生労働省全体の取組といたしまして、審議会等のペーパーレス化を進めております。本日はペーパーレスでの開催とさせていただいておりますので、資料はお手元のタブレットを操作して御覧いただくこととなります。操作等で御不明な点等がございましたら、適宜事務局がサポートいたしますので、よろしくお願いいたします。

構成員の方々に御発言される際の方法についてお知らせいたします。会場で御参加の構成員におかれましては挙手していただき、座長から指名されましたら卓上のマイクを御使用の上、御発言いただきますようお願い申し上げます。オンラインで御参加の構成員におかれましては、挙手ボタンを押していただき、指名後に御発言をお願いいたします。

初めに、本日の出席状況についてでございます。本日は、富田構成員が御欠席、花井構成員が遅れての参加と伺っております。また、落合構成員、山本構成員はオンラインにて御参加ということですが、落合構成員はまだ到着されていないところでございます。また、業務の都合により、山本構成員につきましては18時頃に御退席の予定と伺っております。

最後に、資料の確認でございます。タブレットに入っておりますが、議事次第にお示しのとおり、資料1から4、参考資料1、2がございます。

構成員におかれましては、お手元のタブレットを御確認いただければと思います。

冒頭の説明は以上でございます。

報道の方の撮影等はここまでとさせていただきます。

それでは、以降の議事進行は太田座長にお願いいたします。

○太田座長 それでは、議事に入りたいと思います。

最初の議題ですが、「前回の検討会での意見について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐 資料1を御覧ください。前回の検討会における主な意見をまとめたものでございます。議題ごとに主な御意見をまとめて掲載しております。補足・修正等がある場合には、事前に御確認いただいているところではございますが、本日以降でも御指摘いただければと思います。

以上でございます。

○太田座長　ありがとうございました。

それでは、前回の検討会の御意見について、補足あるいは御意見等がございましたら手短にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいようですので、次にいきたいと思います。ありがとうございました。

本日の1つ目の議題「地域における薬局・薬剤師のあり方について」でございます。まず、健康サポート薬局について残っている論点を議論していただいて、次に、これまでの議論をまとめていくことを予定しております。

まず初めに、事務局から資料2について説明をお願いいたします。

○課長補佐　資料2の2ページを御覧ください。地域における薬局の機能・役割について、前回の検討会での主な意見をまとめたものでございます。

薬局には公共性が必要であること、薬局には、高齢者への対応以外にも子ども家庭支援や薬の教育の機能もあること、薬局の機能や体制は地域差が大きいため、地域の実態がどうなっているのか俯瞰して調整するような機関が必要ではないかということ、今後、医療計画の中で医薬品提供の体制の構築を市町村レベルで対応する際は、地域の薬剤師会も入って検討することが必要等の御意見がございました。

3ページを御覧ください。地域における薬剤師・薬局の役割についてまとめた図でございます。前回の検討会における意見を踏まえ、修正した点を赤字で示しております。

具体的には、「地域・拠点で確保すべき機能」のうち「健康相談・関係機関との連携」の項目に「薬教育等」を追加しております。

また、「個々の薬局に必要な機能」の「調剤・服薬指導」の項目に「副作用報告等」を追加しております。

4ページを御覧ください。地域連携薬局の役割・機能について、前回の検討会での主な意見をまとめたものでございます。

地域連携薬局の機能である地域のDI機能は重要であり、分かるように記載してほしいこと、地域連携薬局に全てを任せるのではなく、その周りの薬局が助けていくことにより地域連携薬局が活用されること、訪問看護師との連携について、一律の対応はなかなか難しい面があること、薬局の連携について、いわゆるハブアンドスポークのような地域連携よりは、ネットワークのような形でお互いがつながり合えるような役割や機能を持っており、より多くの機能を持っていたり、ネットワークのつながりがより強い薬局が地域連携薬局になるのではないかな等の御意見がございました。

5ページを御覧ください。前回の検討会の御意見を踏まえ、地域連携薬局の役割・機能について修正したものをお示ししております。

地域におけるDI機能について、現在の制度でも地域連携薬局に求められているものになりますが、機能として重要であるとの御意見を踏まえまして、赤字で追記しているところでございます。

6 ページを御覧ください。健康サポート薬局の役割・機能について、前回の検討会での主な意見をまとめたものでございます。

健康サポート薬局が認知されるためには、健康サポート薬局からも役割の発信が必要であるということ、健康サポート薬局や地域連携薬局について、政策が機能するためにも何らかのインセンティブを併せて考慮すべきであること、介護等の相談役としては、薬局側からもニーズを引き出していく必要があること、健康・介護相談対応等について、個々の薬局が機能を持たなくてもいいとならないように注意が必要であること。セルフメディケーションの啓発・推進は、関係機関と連携することについての議論を基に追加されているものであると考えており、分かりやすく理解できるように図に追記すること等の御意見がございました。

7 ページを御覧ください。健康サポート薬局の役割・機能についての図でございます。前回いただいた御意見も踏まえまして、修正した箇所を赤字で示しております。また、3 ページの薬局の役割・機能について修正したものも、こちらに反映しているところでございます。

8 ページを御覧ください。論点でございます。

健康サポート薬局については、その役割・機能を明確化し、地域住民が当該薬局を利用するメリットを認知できるようにすることが重要でございます。その上で、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局については、患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、特定の機能を有する薬局を法令上明確化し、当該機能を果たし得る薬局であることを示す名称の表示を可能とするために導入されたものでございます。

これを踏まえますと、健康サポート薬局についても、地域住民が必要な機能を有する薬局を主体的に選択できるよう法令上明確化し、名称の表示を可能とすることが必要と考えるがどうかということと、また、制度設計に当たりましては、住民・患者にとって分かりやすいものとなるよう必要な対応を検討することとしてはどうかということでございます。

資料の説明は以上となります。

○太田座長 ありがとうございました。

それでは、地域における薬局の機能・役割についてですけれども、ただいま御説明のありました資料2の3ページ、5ページ、7ページに前回の検討会での御意見を踏まえて事務局で修正した案が示されています、こちらにつきまして追加で御意見があれば、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

樋口構成員、お願いいたします。

○樋口構成員 よろしくお願ひいたします。訪問看護ステーションはあとの樋口です。

5 ページと3 ページについて、少し確認をさせていただきたいことがありまして、質問と意見になるかと思ひます。

図の患者（外来）のところでは夜間・休日対応が入っています。あと、患者（在宅）のところでは臨時対応という形になっています。この臨時対応というのは、外来と同じく夜間・

休日対応を含めているということで捉えていいかどうかを確認させていただきたいです。

もう一つ、「地域連携薬局の役割（案）」の最後になります、「地域連携薬局だけで地域のニーズを対応することは困難である場合もあると想定されることから、地域連携薬局以外の薬局も含めて地域全体で必要な体制を構築していくことが重要」ということで終わっているのですが、このことに関しまして、地域連携薬局の役割として地域の実情がどうなっているかという地域のニーズを把握したり、そこから調整したり、地域の薬局の体制づくりなども全うするという意味で捉えていいのかどうかをお聞きしたいと思いました。

薬局間の連携は非常に必要だと今回ずっと感じておりますし、今もネットワークのことが出ておりました。大事なことは、必要なときに必要な方、患者さんのところに切れ目のない薬剤提供をされることだと思うので、次の議題の中に次回以降でしょうか、へき地や地域の薬局の話が出るかと思うのですけれども、そこに限らず地域での課題があったかと思えます。それらの課題を解決するための地域連携薬局を中心とした役割を地域連携薬局が担う役割があるということで捉えていいのかということを確認させていただきたかったのですが、いかがでしょうか。

○太田座長　ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明いただけますか。

○課長補佐　まず、1点目の在宅の対応について、臨時対応で夜間・休日が含まれるのかでございますけれども、こちらについては含まれるものと考えております。在宅の場合ですと、日中においても臨時で対応するところは、外来患者さん対応をしているとなかなか難しかったりするケースもあると思いますので、そういったところを含めて、あえて臨時対応と記載させていただいているところでございます。

また、2点目の御質問、地域連携薬局に地域での体制づくりに対する調整のような機能を有していると考えerかどうかでございますが、資料3でも出てくるところではございますけれども、地域連携薬局においてはどちらかという在宅を自ら実施していくところと、そのときに関係機関、医療機関や薬局、訪問看護ステーション等と連携して実際の患者さんに対応していく薬局ということで、その体制づくり自体は主体的に実施していただく必要があるものと考えております。

一方で、地域全体のニーズを把握してどういった対応をしていくのかにつきましては、先生方からこれまでの御議論でも御意見がございましたとおり、行政も入った上で、まず地域のニーズを把握した上でそれによって対応すべきではないかという御意見もございましたので、地域連携薬局が実施するというよりは、地域の中で行政や関係団体含めて体制づくりに当たってどうしていくべきかが検討されるものかと考えているところでございます。具体的な内容につきましては、資料3の中でどういった形で言及していくのかというところで、この後、御議論いただくことを想定しているところでございます。

○樋口構成員　ありがとうございました。

○太田座長　よろしいでしょうか。それでは、橋場構成員、お願いいたします。

○橋場構成員 ありがとうございます。日本薬剤師会の橋場でございます。

まず、資料に関しまして、今までの議論を踏まえて丁寧につくり込んでいただいたと思っております。その点について、まずは感謝いたします。

その上で、今ほど事務局からお話がありましたけれども、資料3とかなり重複する部分がございますので、資料3の議論の際に細かいところは意見をさせていただきたいと思っております。ただ、今、樋口構成員から御指摘があったところも少し御意見させていただければと思っております。

地域連携薬局について、樋口構成員がおっしゃられたとおり、地域の課題や実情を地域連携薬局が把握しておくことは本当に重要な視点だと思います。ただ、その課題について地域でどういう施策をとるのか、どのような形で実施していくのかは、その上の段階で行政や地域の医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等といった関係団体が協議を持ってどのような施策をしていくかを決めて、その上で、実施する内容を着実に地域連携薬局も地域の薬局と協力しながら実施していく形が必要なのではないかと考えております。

あと資料2に戻りますけれども、論点につきましては、日本薬剤師会としてはこの方向性で妥当かと考えております。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。それでは、ほかにいかがでしょうか。

矢野構成員からお願いいたします。

○矢野構成員 神戸大学の矢野でございます。

3ページについて2点、語句について少し気になりましたので発言させていただきます。

1つは赤字の「薬教育等」ですが、用語としてももう少し何か工夫があったほうがいいかなと思います。何がいいか私も今すぐには言えないのですが。ここは学校薬剤師とかそういうことも含めての話かと思うので、薬や健康といった教育への関与というニュアンスがあればいいかなと思います。

もう一点、これは資料3で文章に上げられたときにすごく気になってしまったのですが、「無菌製剤処理」がポンと単語だけで文章に出てきたときに、省令では正しいのかもしれませんが、資料3で無菌製剤処理と言われたときに、私も病院にいますけれども、病院でも算定は無菌製剤処理加算だと思いますが、「医薬品の無菌調製」とか「無菌調製」という言葉を言うと思いますので、なんか寂しいなと思ったので御検討いただけたら幸いです。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

事務局どうですか。

○薬事企画官 御指摘ありがとうございます。

今の時点でいい言葉は思いつきませんが、事務局で整理させていただきます。

○太田座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

オンラインでご参加していただいている落合構成員から御質問・御意見をよろしく願います。

○落合構成員 ありがとうございます。前回もお伺いしていなかった側面がありますので質問ということにはなりますが、5ページの●の5つ目に「薬局間だけではなく地域の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携すること」とございます。この点については場合によっては、その機能のうち一部についてほかのところが担えるようなことがある場合に、少し協力していただくこともあり得るという意味合いも含まれるものなのでしょうか。事務局に質問です。

○太田座長 ありがとうございます。

では、事務局から。

○課長補佐 申し訳ありません、最後の質問部分がよく聞き取れなかったところがございまして、もう一度御発言いただければと思います。

○落合構成員 すみません、ほかの機関に一部の機能を、例えば時間帯とかそういうことによるのかもしれませんが、機能の一部ということなのかもしれませんが、何らか協力して担っていただくことがあり得るということなののでしょうか。

○課長補佐 在宅医療において多分それぞれの職種の役割がございますので、それぞれの職種の専門性を活用したものを生かすことがまず前提だと思っております。ただ、在宅医療は、医師の場合はいろいろできる可能性があると思いますけれども、単独の職種で完結するものではないと考えておりますので、情報の連携以外にも様々な連携が考えられると思いますので、そういった対応を想定しているものでございます。

○落合構成員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、多職種連携なども踏まえて全体的に、1つ上の●でもありますが、ターミナル、夜間・休日など必要と思われる機能は全般として担っていけるようにする方針ということになりますか。

○課長補佐 おっしゃるとおりです。在宅医療自体がチーム医療で実施するものだと考えておりますので、それがしっかり実施されるように。在宅の議論の中で連携がとれていないということもあったと思いますので、そこはしっかり連携していただくものと考えております。

○落合構成員 分かりました。ありがとうございます。

1点コメントでございますが、どの部分を担えるか、担えないのかということが地域によって若干違うこともあり得るかと思いました。そうしますと、どこまでどういう役割を担っていただくかということが、いろいろな方にとっても分かるように表示していただいたり、約束していただいたりといった点はできる限り実施していただけるようお願いいたします。しっかり厚労省なり自治体等も含めて見ていっていただくことが必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、そういった形での運用にもつなげていただければと思います。

○太田座長 ありがとうございます。よろしいですね。

それでは、ほかに御意見がなければ、次に健康サポート薬局の話に移りたいと思います。

健康サポート薬局について、資料2の8ページをご覧くださいと思いますが、8ページに示してあります論点に沿いまして、まず、健康サポート薬局について法令上明確化すること、制度設計に当たっては住民・患者にとって分かりやすいものとなるよう、必要な対応とすること。それぞれについての御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

山口構成員、お願いいたします。

○山口構成員 ありがとうございます。山口でございます。

今回この論点を拝見して、まず1番目に「健康サポート薬局については、その役割、機能を明確化し」と書いてありまして、届出が始まって既に8年たつのに今さらかなと改めて感じました。今の状態でいくと、健康サポート薬局の届出をしていたとしても、具体的にその中のどんな役割を果たしているかという検証もできていないこともございますし、実際に何を強調してやらないといけないのかという薬局側の自覚も強く促せていない現状があるのではないかと。そうすると、患者さんたちに、こちらは健康サポート薬局なので、こういった役割を担っているからこういったことで利用してくださいというアピールもできないのではないかと思います。できれば8年たつて全然動かない状況を考えて、認定薬局と同じように制度化して具体的な役割をもっと明確にして、薬局・患者双方にそれをアピールして、きちんとその役割を果たしているかどうかという検証を必ずしていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。検証の重要性についてという御指摘だと思います。

ほかはいかがでしょう。藤井構成員、お願いいたします。

○藤井構成員 日本保険薬局協会の藤井です。ありがとうございます。

今、山口構成員のお話にもあったことに少しひもづくのですが、結局、健康サポート薬局の機能を果たしたときのいわゆるKPIをどのように見ていくのだろうかといったときに、例えば連携をするといったときの具体的な連携方法ですね。受診干渉も進めていくといったときに、口頭だけで行ったほうがいいですよとしてしまうと、KPIをどうとるかというとなかなか難しいところがあるので、医療機関に対して患者様から聞き取った情報を作成し、これをもってぜひ医療機関、この科目に行かれませんかというところまでをしっかりと患者様にお渡しする。例えば、介護などでもこういう状況が今あるので、それを書面にまとめていただいて、関係機関にお持ちいただくと話がスムーズに進みますよということをするので、取り組んでいることに関するKPIが図れるのと、患者様にとっては、ここで話したことをまたゼロからそこに行って話さなければいけないというよりは、そういった手間を極力薬局が介することで省いてあげることで、またメリットが見える化することもあるのかと思います。そうすると、健康サポート薬局を活用する動機となるのでは

ないかと考えておりますので、どういう事例がいいかというのは今後の検討かとは思いますが、こういった見える化するような施策を考えていくのもよいかと思っております。

○太田座長 ありがとうございます。それに関してはよろしいですね。今後の議論で具体化していくことにしたいと思います。

それでは、橋場構成員からお願いいたします。

○橋場構成員 先ほど少しフライングして論点、これでおおむね妥当かという発言をしましたけれども、繰り返しになりますが、今回事務局から示していただいた論点、下2つになると思いますが、健康サポート薬局について地域住民が「薬局を主体的に選択できるよう、法令上明確化し」というところ、そして「名称の表示を可能とすることが必要」というところについて、また、制度設計についてしっかり「住民、患者にとってわかりやすいものとなるよう、必要な対応を検討する」というところでございますけれども、こちらについておおむね妥当と考えております。今、山口構成員、藤井構成員がおっしゃられたことも踏まえて、今後しっかりと丁寧な議論をしていくという意味では、この論点の方向性はこれでよかろうと思っております。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

○関口構成員 ありがとうございます。日本チェーンドラッグストア協会の関口でございます。

日本チェーンドラッグストア協会としては、併設店が多いという特性があり、OTC医薬品の扱いや健康相談等、ドラッグストアとしての親和性の高い項目が非常に多い健康サポート薬局に対しては積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そういった意味では、法令化することに対して賛成していきたいと考えております。ただ、認知度がまだ低い状況ということもあるので、薬局機能情報提供システム、ナビイがありますけれども、そちらの検索機能の中に健サポ、地域連携薬局を上位に入れることを検討してみたいかがかと御提案させていただきたいと思っております。

○太田座長 分かりました。ありがとうございます。これに関しても検討していただくということでよろしいかと思っております。

山本構成員から手が挙がっていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○山本構成員 ありがとうございます。日本歯科医師会の山本です。

先ほども御意見があったと思うのですが、セルフケア・セルフメディケーションあるいはOTC医薬品を使っていくということは、全体の医療費を下げるという意味でも非常に大きな意義があると考えているので、全く異論はございませんが、やはり歯科の場合は、痛みが止まってはいるかもしれませんが、それだけで終わるわけではなくて自然治癒がない疾患でございますので、そのあとの受診勧奨が重要になるかと思っておりますので、その辺についても適切な受診勧奨ができるような方策を一緒に入れていただければと思っております。

以上でございます。

○太田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

落合構成員、お願いいたします。

○落合構成員 こちらについても先ほどの地域連携薬局と同じような点があるかと思いついて、その意味では1つ目の役割・機能を明確化していただくとか、4つ目で「住民、患者にとってわかりやすいもの」となっておりますが、このあたりで住民・患者にかかわらず、ステークホルダー全体にとって分かりやすくなるようにそれぞれ明確化をしていただいた上で、さらに山口構成員もおっしゃられておりましたが、実際に約束している機能がどう果たされているのかをよく検証され、実際にこういった形で認定されている薬局の方は、それに応じた役割を果たしていただくようになる、ということが大事ではないかと思ひます。ぜひ実効性の確保といった点を留意していただければと思ひております。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。制度設計に当たつての住民・患者にとって分かりやすいものとなると。磯崎構成員、お願いいたします。

○磯崎構成員 神奈川県医師会の磯崎です。

今、健康サポート薬局ができて8年がたったということでお話ししていたのですけれども、恐らく8年前は、まだまだ薬剤師の先生方が外に向けての視点が少なかった時点で、こういった健康サポート薬局という役割をつくっていただけて、薬剤師の先生方がこれから果たすべき道筋といいますか、方向性を決めていただくのではないかと思ひました。健康サポート薬局の取組というのは、実は健康サポート薬局でなくても本当はきっとこれから薬剤師の先生方が目指すべき方向性なのではないかと思ひるのですけれども、その中で7ページの緑のところ、まずこれは必ず先生方に取り組んでほしいという方針を見せていただきましたし、また、健康サポート薬局でさらに上を目指すのであれば、こういったこともやっていきましょうということ、目指すべきベクトルが分かったということで、非常に我々他業種からも分かりやすくなりましたし、また、目指すべき方向をしっかりと示していただけてよかったと思ひます。

国民や住民に分かっていただくというのは、ほかの取組、今回の薬剤師の先生方の話だけではなくても、すごく難しいところがあつて、総合的なやり方で1つだけやればよいということではないと思ひるのですけれども、その辺はいろいろ施策を考えなければいけないのかなと思ひております。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

先ほど言ひかけたのですが、住民や患者にとって分かりやすい、これは具体的にどんなことが必要となるかに関して、もし何か御意見あるいはアイデアをお持ちの方がいらしたら、ぜひ御発言いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

山口構成員、お願いいたします。

○山口構成員 行政からの広報というのはなかなか浸透しないと思ひますので、まずは今

健康サポート薬局として届出をしているところが、そこを利用している患者さんにきちんと説明することを位置づけることはすごく大事だと思います。そうすると、ここはほかの薬局と違うのかなということも意識化してもらえますので、まずは、直接そこを利用している患者さんに伝えていくということから始めていただくのが直接的で具体的だと思います。そうすると、例えば今は届出をしていない薬局でも、ほかの薬局と差別化を図るには健康サポート薬局の届出をする必要があるなと手を挙げるところが増えてくるのではないかな。初めの目標に数としては全然至っていない現状があると思いますので、そこはまだ魅力を感じていないというか、届出をすることの必要性や意義を薬局自体が見出せていないと思いますので、まずは今届出をしているところからしっかりと利用者に説明することを位置づけていただきたいと思います。

○太田座長　ありがとうございます。非常に堅実に届出をしているところが率先して具体的に見えるような形にしていく。それがほかの人たちに波及するということですね。

宮川構成員、お願いいたします。

○宮川構成員　宮川でございます。

先ほど磯崎構成員、山口構成員からありましたけれども、健康サポート薬局というのはどこを目指したのかということを考えることが非常に大事だろうと思います。一般の薬局の進化形として、一般の薬局がずっと目指さなければいけない本来の機能として、普通の薬局が目指していくべきところを健康サポート薬局の創設時に明確化したのだらうと思います。ところが、健康サポート薬局に手を挙げていく動きが継続しなかったのはなぜだろうかということです。日本薬剤師会としても健康サポート薬局は薬局が本来持つべき姿だろうとお考えであろうと思います。先ほど関口構成員もおっしゃっていて、チェーンドラッグストアも含めてですけれども、では、チェーンドラッグストアはどうお考えでしょうか。健康サポート薬局の制度は本来からすると薬局が持つべき姿を全部映し出している薬局が健康サポート薬局という名称として制度設計されていますが、この機能は本来、全ての薬局のあるべき姿だろうと思います。ただし、その中で在宅対応に向けた連絡機能というのは、連絡の調整という形であって在宅対応が必須というわけではなく、そういう患者さんがいたときに「在宅対応可能な薬局と連携し」と書いてあるので、敷居が非常に高いわけではないと思います。医師においても同じように、在宅をやっていない先生もいらっしゃる。けれども、在宅可能な医療機関と連携をとって患者さんを24時間365日という形でしっかり診ています。

ですから、制度創設時に一般の薬局が目指す機能が書いてあるのだとすれば、全ての薬局は本来からすると健康サポート薬局になっていかなければいけない。それであるのに、なぜ届出が少なかったのか、何が今までの問題点だったのか、そういうことをしっかりと先ほど山口構成員がおっしゃったように、薬局自らが示していくことが必要だろうと思います。それによって、それを差別化というのか、ほかのところより優れているというのか、逆に、強い言い方になってしまいますけれども、優れていない薬局が健康サポート薬局を

目指していないのかなとも受け止められる形になります。医療機関においても医療機関毎にみんな特性があり、その特性を活かし地域で補完し合いながら医療をつくっています。それと同じように、薬局もどのような形でやっていくのかを考える中で健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を示していった。ただ、その中で一般の薬局はどちらに向いていって、その機能を強化していって、地域の中で連携し合うのかが見えてこなかった。ですから、山口構成員がいつもおっしゃるように、その機能が分かるように、行政が示しているのではなくて、自らが示して利用者にとって分かりやすいものをつくっていくことが非常に大切なことなのだろうと思います。

ですから、本当は発展的な解消として名前も含めて機能も変えていって、どのようにあるべき姿なのかということは、審議会での審議だけではなくて、薬局自らがどのような形で地域貢献をして位置づけしていくのかも含めて、これは日本チェーンドラッグストア協会も日本薬剤師会も自らの姿としてプランとして出していって、それを例えば国の審議会等で提案や御意見の提出が筋ではなかろうかと思っています。外部からの強制ではなくて、仕事をしている人たちが自分の姿位置付けを自ら打ち出していくことが非常に重要とおもっています。

○太田座長　ありがとうございます。

橋場構成員からお願いいたします。

○橋場構成員　宮川構成員どうもありがとうございます。

日本薬剤師会としても今、宮川構成員におっしゃっていただいたとおりで、健康サポート薬局も地域連携薬局も薬局の目指すべき姿であると考えております。その上で、ただ制度としての健康サポート薬局という部分と、健康サポート機能という部分が若干混同して議論されてしまっているところが残念だと思っているところがございます。

例えば、健康サポート機能という意味では、事務局から御提示いただいた資料2の32ページに具体的な取組等が記載されています。これは一部の具体的な取組ではありますがけれども、こういったことがいわゆる健康サポート機能の一部なのだと、具体的な取組なのだというのをしっかり全国の薬局に示した上で、各薬局が必ず健康サポート機能は持っている、それは間違いありません。ただ、一定の基準を満たしているところが健康サポート薬局を名乗れるという立てつけなのだろうと思います。ですから、目指すべきところは健康サポート薬局であり、地域連携薬局でありということでは間違いのないと思いますが、そこにいく過程においては、どうしてもその基準を満たすところ、満たさないところが出てくるのだろうと思います。

もう一点、先ほど山口構成員から地域住民が薬局をしっかりと選択し得るための見える化という意味での健康サポート薬局の役割を持っているのは私も間違いのないと思いますし、それをしっかりと周知徹底していくことも重要かと思っています。ただ、もう一点加えてですけれども、いわゆる地域の行政が健康サポート薬局をどう利用するのか、利活用するのかという意味で、健康サポート薬局の機能をしっかりと地域行政が理解することが非常に重

要なのかと思っております。

例えば、健康サポート薬局、今は都道府県に届出を出すということでございますので、都道府県の薬務課は理解できている。ただし、健康サポート的な行政を司るという意味では健康局的なところが都道府県にあるかと思えますけれども、そういったところに健康サポート薬局がなかなかまだ周知できていないところは、我々の反省も含めて否めないところかと思えます。そうなってきたときに、またその下の市町村レベルまで健康サポート薬局をどう利活用するのかまで落とし込み切れていないというのが今現在あるのかと思えますので、そういった地域行政や地域の関係機関・団体に健康サポートの機能をいかに周知するのも、今後要件も含めてしっかり議論させていただいて、こういった機能を持っているのが健康サポート薬局なのだというところを地域行政にも示していくことを、厚生労働省ともぜひタイアップしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

では、関口構成員、よろしくお願いいたします。

○関口構成員 宮川構成員どうもありがとうございます。

私どもとしても、しっかりとOTCの販売、健康相談を実施して、目指すべきところは健康サポート薬局、また地域連携薬局でしっかりと目標を持って進んでいきたいと考えております。ただ、温度差というか、能力の差が薬局間である、薬剤師間でもあるところですので、まずその差を埋めていくことが重要かと考えております。

そういった中で、今思ったのですが、資料の7ページの※の3つ目「健康サポートの取組、セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進については、可能な限り行政や地域の薬局」という文言で書かれていますけれども、これは「可能な限り」を外したほうがいいのではないかと思います。もうやるんだということをしっかりと明記されたほうがよろしいかと感じた次第でございます。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

では、藤井構成員から。

○藤井構成員 現状、なかなか健康サポート薬局の手が挙がっていない、届出がされていないというお話の中で少しだけお話しさせていただきたいのが、28ページ目にあります現在の健康サポートの要件についての項目でございます。薬局として小さい薬局、人数が1人、2人というところがあって、その中で全てが対応できない前提の中で今新しく議論されておりますが、それを踏まえますと、⑥の24時間対応、⑦の在宅対応は実績があることとなっていますし、当然体制を整備していることということで、ほかにもその後ろに項目がたくさんあるので、これを全てやるのがなかなかできず、健康サポート薬局の届出数が伸びていないというのは事実としてあるかと思っています。なので、地域連携薬局ができ、在宅の部分はもう少し切り出して、しっかりそこをやれるところの認定を別にしてあ

げること、そこを何とか機能させようと動いている。

それも踏まえて、健康サポート、連携薬局も種々ありますので改めて整理し、今回のような健康サポートの役割・機能で在宅に関しては連絡調整でいいですよという形にすることで、今後手が挙がりやすくなるというのは見えてくるのかなと思っております。要件定義もこの後の議論になりますけれども、そのあたりでいかにいろいろなサイズの薬局が手を挙げられるような形をつくってあげられるかも重要なことなのかなと。それでも多分対応できないところは出てくるので、そこはまた新しく増えたところと連携をどうするんだよというのを仕組みとしてつくっていく。そういったことによって手が挙がる土壌をつくっていけるというのが必要かなと考えております。

○太田座長　ありがとうございました。

それでは、宮川構成員、お願いいたします。

○宮川構成員　日本薬剤師会としても、チェーンドラッグストア協会としても、NPhAとしても具体的な御提案を様々にして頂きました。先ほどNPhAからも28～31ページの要件がたくさん書かれていて、足かせになっているだろうとのことでした。ここでもう一回元に戻って2ページに地域における薬局の機能ということで、先ほど橋場構成員が少しおっしゃられたとおりなので、2つ目に「薬局には公共性が必要であり、地域に必要な機能を行政などと協力して提供していく」と明記してあるわけです。下から4つ目には、「薬局の機能について、地域それぞれで考えていくという方向性を、厚生労働省で示してほしい。地域の中で検討する上では、もう少し具体的なメニューを示す必要がある」とあり、ここが全ての答えになってくるわけです。この「地域」というものを一次医療圏や中学校区の範囲なのかなど、どういう地域にするのか、地域ごとに違うわけです。それをどのようところで調整していくのかについては、下から3つ目に、地域医療は地域医療構想調整会議で調製するわけですが、薬においてもどのような地域の中でそういう機能を考えていくべきなのかを検討することが必要です。そして、それが実際に下から2つ目のポツですが、全て地域の個々の薬局の集合体で機能を補い合いながら担っていく。ですから、先ほど橋場構成員がおっしゃったように、機能を補完して地域でしっかりとやれば良いという形になるので、場所によって異なる地域の広さをある程度示して、健康サポート薬局ではなくて、地域住民に対して薬剤師が薬剤師らしく、プロフェッショナリズムを持って行っていく仕事の一つとしてやっていくことが重要です。先ほど藤井構成員からお話があったように、28～31ページの要件をどのように割り振りしていくのかを調整する合議体を運用していくことによって、最後の●ポツになっていくわけです。地域によって機能を持つ薬局を増やしていくことが難しいこともある。だから、全ての機能を持つことはできない。しかしながら、一部の機能でも補完し合いながらやっていくことで、地域の薬局が地域の中で生きていく形になろうかと。

ですから、常々山口構成員がおっしゃっているように、自らの機能をしっかりと示していき、あなたは少し余裕があるからこちらを重点的にやって、というような、合議体をう

まくつくっていただくことで、結びついていきます。ですから、健康サポート薬局と地域連携薬局は非常に似通った目標を見ているので、機能をきちんと明確化して示していくことで、何らかの発展的解消のような形で物事が決まっていくのではないのでしょうか。名称等は後に考えればいいことですけれども、日本薬剤師会も含めて団体がリーダーシップをとっていただいて、調整していただくことが重要なのかなと考えております。

○太田座長 よろしいでしょうか。もし、橋場構成員から御意見があればどうぞ。

○橋場構成員 ありがとうございます。本当に今、宮川構成員から大きなエールをいただいたと思っております。日本薬剤師会としても今おっしゃっていただいたように、地域で補完し合いながらというところを今後、人口減少社会において労働力不足も出てくる、地域住民も減っていく、医療のプレーヤーも減っていくという中で、薬局だけではなくてほかの医療関係職種などとも連携し合いながら、しっかりと地域を守っていくのだという姿勢でリーダーシップをとりながら、ほかの団体等とも協議しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、飯島構成員。

○飯島構成員 イイジマ薬局の飯島です。

いろいろな御意見があるかと思っておりますけれども、私の個人的な意見としましては、今6万件以上ある薬局の中で8年たって3,000件健康サポート薬局があると。私はハードルを下げるべきではないと思っております。これらの機能は、確かにハードルが高いがゆえにそれを目指しても目指せない薬局さんがあるかと思うのですけれども、地域の質を担保するという意味では、こういった高度な機能を有した薬局があることは地域住民や国民にとっては心強いと思っておりますので、ぜひハードルを下げずにこういったものを残して、それを目指せる薬局がより増えていただければ国民にとってはいいのかなと思っておりますので、これを下げることによって、少し言葉は悪いですが、金太郎あめみたいな似たような薬局が増えていくというのは果たしてどうなのだろうかということで、やはり目指すべきは高みなので、日本薬剤師会の先生方にもぜひそういったところもくんでいただいて、ハードルを下げないようにしていただければと、私の個人的な意見です。

○太田座長 ありがとうございます。

山口構成員。

○山口構成員 私も、実は先ほど藤井構成員が基準を下げないと手を挙げるところが増えてこないとおっしゃったときに、少し引っかかるものがあって、8年間たっているわけですが、増えないからハードルを低くしてレベルを落とすというのは、少し違うのではないかと私も思います。同じところを上がってこうという薬局が増えていただきたいと思いますので、ある程度維持はしていただきたい。その上で、届出をして認められる健康サポート薬局なので、みんな手をつないでということになるのであれば制度化する必要

もなく、みんなができる方法を考えた方が現実的だと思いますので、制度にして健康サポート薬局を残すのであれば、その機能は一定レベルを維持すべきではないかと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、川上構成員、お願いいたします。

○川上構成員 日本病院薬剤師会の川上です。

健康サポート薬局の役割や機能を考える際、対比して地域連携薬局を見たときに、地域連携薬局の機能は比較的、調剤報酬などで評価される内容が多いと思います。そういう意味では、調剤報酬の要件でいろいろなことを規定しやすいと思うのですが、一方で、健康サポート薬局というと、調剤や医療のみならず、ヘルスサービスのよう部分にもなると思うので、調剤報酬での算定要件とか施設基準のようなものでは規定しにくいと思います。そのため、質や安全性をしっかりと高めておかないと、一般の薬局が提供する以上に高度なヘルスサービスを提供するのだから、情報も間違っはいけないわけですし、患者指導も適切な内容でなければならず、ただ単に物販を頑張るだけでは駄目だと思います。そういう提供するサービスの質や安全をきちんと規定し得るような内容を含み込んでいただけると宜しいのかと思った次第です。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

宮川構成員、お願いいたします。

○宮川構成員 今、川上構成員がおっしゃったことは非常に重要なことで、どこまで責任が負えるのかも考えずに、診断に近いところまで言ってしまうたり、やってしまったたりすることが多い傾向に見える状況で、健康サポート薬局の取り組みに安全性や確実性という視点が欠けていることに問題があります。そういった取り組みは見栄えがいいために、突き進んでしまっているところがある。しかしながら、先ほどの健康サポート薬局の要件を見ると、何もそういうことは書いていないですね。やはり基本に戻ってやっていくことが非常に重要で、山口構成員などは一番よく知っていらっしゃるので、これをつくり上げるときに相当議論をして大変な思いをしてつくっているわけです。ですから、確かにつくった方に関して思い入れもあるし、確実なものをつくろうと、そして日本の中においてこれを育てようということがあったので、それに呼応したのが飯島構成員のように地域で推進されて御努力されている地域があります。なかなか日本全国で数えるほどしかありません。ですから、飯島構成員がおっしゃったようなところは、私たちにおいても、一般の人たちにおいても、医療者においても、そういうものを見てここまでやっていらっしゃるかという学びになり、ほかの地域に拡散する知恵があったわけです。

ですから、できる限り地域の中でその機能をきちんと担保していただきたい。そして、診断のようなところまで踏み込むようなことはしないで、プロフェッショナル同士のお互いの専門性をしっかりと確立していくことが重要なのではないかと考えております。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、磯崎構成員、お願いいたします。

○磯崎構成員 今、御議論があったように、健康サポート薬局の機能については私も担保していただきたいと思います。その上で、そういった機能が先ほどから話題になっている住民の方に分かってもらうのも確かに大事なのですが、もう一方で、医療関係者や特に地域の薬局の先生方の中でも情報共有をちゃんとしていただいて、あの薬局は健康サポート薬局、あの薬局は地域連携薬局、それ以外の薬局もあるけれども、この薬局はこういうところが得意だといった情報共有をしっかりといただいた上で、全部の薬局が地域の医療に貢献していただくための情報共有も非常に大事ではないかと今聞いていて思いました。住民だけではなくて業界内で情報共有していただいて、その地域を守るために全部の薬局が参画していただくことが大事ではないかと思っています。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。医療職間での情報提供は大変重要だと思います。

それでは、宮川構成員どうぞ。

○宮川構成員 一言だけ申し上げさせてください。

先ほど川上構成員がおっしゃったように、こういうものをつくり上げるには非常にコストがかかります。ただ、プロだから無駄働きも仕方ないということではないはずなので、ぜひとも国としては制度設計の中にそれなりの報酬というものがしっかりとあって、その機能が円滑に運営できるものをどうやってつくり上げたらいいのかも含めて、少し知恵を出し合いながら、いい方向に向かうような方策を立てていただくことができれば幸いかなと思います。これは今の行政の中ではなかなか難しいことだと思いますけれども、何らかの形でどこかから代替となるものを持ってくるなど、工夫の余地がありえるので、そういうことも皆さんで考えていくことなのではないかと思っています。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

飯島構成員、お願いします。

○飯島構成員 私も一言だけ。

6 ページの●の2つ目にも同じようなことが書いてあるかと思うのですがけれども、私個人的にはインセンティブをつけるべきではないと思っています。当然ながらコストもかかるし、人件費がかかる部分もあるし、やることに関しては大変な部分があるかと思うのですがけれども、ない中で8年間3,000件くらいの薬局はやっていると思います。その辺、私も薬剤師としてのプライドもありますし矜持もありますので、そこはなしでやっていただいて高みを目指していただきたい。そのアウトカムが見えた先に、もしかしたらインセンティブを国民が評価してつけてくださるような流れになるかと思うのですがけれども、インセンティブがあるからそこを目指すというのは、ぜひやめていただきたいと私の個人的な意見でございます。

○太田座長 ありがとうございます。

三澤構成員、お願いいたします。

○三澤構成員 慶應大学の三澤です。

前も申し上げたと思いますが、健康サポート薬局はインセンティブがないというのが私は問題だろうと思います。それが国民のためにあまりになっていない。やる気のある薬剤師さんを伸ばすという意味ではいいかもしれませんが、薬剤師さんのためにこのシステムがあるわけではなくて国民のためにあるわけですから、制度として成り立つようにしていただきたい。

一例ですけれども、OTC医薬品に関して31ページの48薬効群をそろえていなければいけない。小さな薬局に行くと棚みたいなのをつくって、バーッと並んで狭いところで申し訳程度に1種類ずつか2種類ぐらいつつ並んでいます、そこに行くとその薬を買わなければいけないのかと思ってしまいます。それってすごくマイナスなのです。ドラッグストアに行くとたくさんの薬の中から選べる。薬局に相談に行ったら、ドラッグストアに行つてこういうものを買ったらいいですよと言われるのが実は一番いいんです。一方で、うちの薬局にはこれしか置いていませんから、これ使ってみてください、これ幾らですよと言われるのは非常に不安ですし、それはよくない。でも、ドラッグストアに行つてこの薬を買ってくださいねと相談に乗って指導した時には薬局としては全くインセンティブがないんです。全国の薬局は6万店あって、健康サポート薬局は3,000ありますよね。1つの薬局にどれだけの患者さんがかかっているかというのは計算すれば分かると思いますが、健康サポート薬局の恩恵にあずかっている国民というのはそれだけの数しかないんです。それでこれだけ大きな議論をしている。健康サポート薬局のレベルを下げるかどうかは別問題で、国民の多くが健康サポート薬局の仕組みで恩恵を受けるような制度なりを考えていくべきだと思います。その知恵を絞るのが、この場の役割だと私は思います。

○太田座長 ありがとうございます。

落合構成員から手が挙がっているようなので、よろしくをお願いいたします。

○落合構成員 先ほど来レベルを下げるかどうかという話がございしますが、基本的にはどういう機能を提供すると言われていたのか、その内容をしっかり実行できるかが、いずれにせよ基本にならなければいけないのではないかと思います。一定の制度として必ずしも強いインセンティブを与えるものでなかったとしても、そこには推奨しているといった意味合いでの効果自体は生じるものだと思います。そうであるからには実施をすべきとなったものについて、個々の薬局としてこういうふうに対応されると決まったものは確実に実施していただくようにすることが必要ではないかと思います。

その際に、できないことを多くの方が約束してしまうことになる、それは意味がないことになってしまう部分はあろうかと思います。レベル自体を下げるのかどうかはともかくとして、しっかり実施されると決まったことができるような仕組みであることは大事ではないかと思っております。

もう一点ですが、インセンティブというのは恐らく地域住民や、利用していただく方に

にとって本当に魅力的なものになっているのかどうか重要ではないかと思います。最終的にインセンティブを設計することが、事業として行っている方にとってインセンティブになっている形なのか、それとも患者であったり、国民であったり、利用者であったり、そういう方にとってインセンティブになっているのかは考え方はあろうと思います。いずれにしても、その制度を使っていただくことについて後押しになるような役割を果たしていくことがあろうと思います。

必ずしも薬局の方というよりは、国民目線で見るときにメリットになっているようなものについて、そういう機能が本当にあるのでしょうか。そこがぜひ利用したいなと思われる機能がないと、そのほかの政府の関係会議によく参加させていただいておりますが、いろいろなことも何となくできそうですというだけで、なかなか意思決定をしてくださらない方々も多いと感じています。つまり、本当に心に響くくらいこれがないと困るというものがうまく見つけられるかどうか大事だと思いますので、いろいろな機能を持っていたくという以上に、利用してもらうに当たって、これは本当に必要だと思ってもらえるようなものをつくれるかどうか、ここが本当に大事ではないかと思っております。

以上です。

○太田座長　ありがとうございます。

それでは、橋場構成員、お願いいたします。

○橋場構成員　本当は資料3でいろいろな発言をしていこうかなと思っていたのですが、いろいろな発言が出てきたものですから、とりあえず今のところでレベル感とインセンティブのお話が出てきましたので、そちらの意見を申し述べさせていただこうと思います。

まず、レベル感に関しては、現在の健康サポート薬局の要件と地域連携薬局の要件が、医療の部分において重なり合っている部分が結構あるところは整理しなければいけないのだろーと思っております。医療提供の部分に関しては、どうしても日本の保険医療、皆保険制度が切っても切れないところがあると思います。皆保険制度は地域の住民、国民全体に一定の水準の医療を提供するという役割を持っているところがありますので、その部分はしっかり担保することがまず必要なのだろうと。そういう意味でのメニュー出しが、まず必要なのだろうと思います。その医療の提供部分と健康サポートの部分、特に健康サポートの部分は、どちらかというと医療の提供というよりは未病や予防といった意味合いが強かったりするのかなと思います。ですので、その切り分けをしっかりして検討を進めていかなければ、要件設定とレベル感もそこをしっかり議論した上でやらないと話が混沌としてしまうのではないかという気がいたしましたので、今後の議論の中で丁寧に議論されるべきことかと思っております。

インセンティブに関しましては、例えば、今の夜間・休日対応とか高度な在宅対応といったところを、飯島構成員からは志でやっていくものなのだというお話もあるのですが、今後人口減の時代においてこの体制を維持・構築していくには、人・もの・お金の視点を切り離しては絶対にできないと思います。そういったところは視点として持った上で、健

康サポート薬局制度を議論していただきたいと思います。

○太田座長　ありがとうございます。

小林構成員から。

○小林構成員　さかうえ薬局の小林でございます。

先ほどから機能は担保しようとか、より高みを目指そうという方向性が話し合われているかと思うのですが、原点に返って患者のための薬局ビジョンなどを読み返してみますと、例えば、いついつまでにこういう目標を設定し、例えば、2025年までにはこういうことをして、さらにその先の2035年にはこういうことをするという段階的な目標の設定が出てきていたと思います。なので、今回の場合も段階的な目標設定をしたほうが議論もしやすくなるし、個々の薬局としてもそれに向けて目指しやすくなるのではないかと思います。

以上です。

○太田座長　ありがとうございます。

いろいろ御意見は出たのですが、時間が押してきました。最後に、もし何かございましたら。よろしいでしょうか。

これに関して大変多くの御意見ありがとうございました。本日いただいた御意見を参考にさせていただいて、事務局においては議論のまとめへの反映をぜひお願いしたいと思います。かなり議論が煮詰まってきたと思いますので、ゴールに近くなっているかなと思いますが、一方で、具体的な要件等に関してはこれから更なる議論も必要かと思っています。ぜひ、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、申し訳ございませんが先に進ませていただきたいと思います。資料3ですが、地域における薬局・薬剤師のあり方の議論のまとめについて議論させていただこうと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○課長補佐　それでは、資料3を御覧ください。これまでの議論のまとめでございます。

初めの部分では、検討の背景・課題等を掲載しているものでございます。1ページですが、薬局・薬剤師について、患者のための薬局ビジョンにおいて、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図ること、また、地域連携等の基本的な考え方を示し、その実現を目指し様々な施策が推進されてきたところでございます。

このような取組の中で、認定薬局制度や健康サポート薬局制度が導入されましたが、あまり認知されておらず十分に活用されていない状況にあると考えられること、また、地域において求められる薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、地域全体で効率的・効果的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築が重要であるということ、そういったところを踏まえて本検討会におきまして、地域における薬局の役割・機能のあり方の整理、健康サポート薬局、認定薬局の機能や地域における役割・位置づけを改めて整理・明確化するといった議論を

いただいたところでございます。

2 ページを御覧ください。地域における薬局の役割・機能についてまとめております。前回の検討会におきまして、薬局について公共性が求められることについて御意見をいただいたことを踏まえまして、薬局は薬剤師が薬剤師法で期待されている任務を遂行することができるよう、施設として必要な役割を果たすことが求められることなどを記載しているものでございます。その上で、地域において果たすべき役割、その役割を果たすための機能をまとめております。

具体的な機能につきましては3 ページ以降になりますけれども、個々の薬局に求められる機能といたしましては、どの薬局を利用した場合でも利用者にサービスとして提供されるべきものとしてお示ししているものでございます。また、地域拠点で確保すべき機能につきましては、未病の方を含む地域住民を対象としたもの、主に外来患者を対象としたもの、在宅患者を対象としたもの、医療者を対象としたもの、その他地域全体を対象としたものに分類して記載しているところでございます。

4 ページを御覧ください。地域拠点で確保すべき機能について、地域ごとに薬局の状況が大きく異なっていると考えられることから、行政が関与し、地域の実態を把握した上で必要な体制を構築することが重要であること、特に、在宅対応や夜間・休日対応につきましては、地域における医療計画を踏まえ、薬局を含む関係機関が連携して地域の実情に応じた体制構築を進めることが望ましいこと等を記載しているものでございます。

111行目から、地域連携薬局の役割・機能についてまとめております。

地域連携薬局は、入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応する薬局であり、地域の中で医療機関、他の薬局と連携し、夜間・休日対応や在宅対応を実施することが求められており、地域の中での機能を担う薬局が必要ということもございますので、これらの機能を担う薬局として位置づけるものであること、また、5 ページの122行目からでございますけれども、具体的に地域連携薬局に求められる機能を記載しております。これらの機能につきましては、地域の薬局、医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提となること、要件や名称といった制度についても見直す必要があること等を記載したものでございます。

また、地域連携薬局に求められる機能につきましては、地域全体で体制を構築する必要があるものであり、地域連携薬局に全てを任せるのではなく、体制構築に地域連携薬局以外の薬局も積極的に協力することが求められることを記載しているところでございます。

6 ページからが健康サポート薬局の役割・機能について記載しているものでございます。本日もたくさん御意見・御議論をいただいたところでございますけれども、前回までの御議論を踏まえて記載したものでございます。

健康サポート薬局につきましては、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局であり、地域包括ケアシステムの中で多職種と連携してセルフケア・セルフメディケーションに係る相談対応のみならず、地域住民の相談役の一つと

しての役割を果たすことが期待されているものでございますが、地域住民にとってそれを利用するメリットが不明確で十分に認知されておらず十分に活用されてない状況にあると考えられることから、求められる役割・機能を改めて明確化し、利用するメリットについて周知を図っていくことが必要であること、また、健康サポート薬局については、薬局だけで解決できないものも含めて、地域の関係機関と連携し適切な機関につないでいくことが求められること等の必要な機能をお示ししているところでございます。

これらの機能を発揮し、求められる役割を果たすためには、地域の関係団体・関係機関との連携した対応等が必要であること。行政等からの広報に加え、健康サポート薬局自ら積極的に情報発信することが必要であることも記載しているところでございます。

また、176行目と179行目につきましては「（P）」としておりますけれども、先ほどの議論も踏まえまして記載を整理していく必要があるところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議論のまとめについての御意見を伺うのですが、既に前段での議論でかなりオーバーラップしたところが出ているところではございますが、一応形として初めに1ページ目「地域における薬局・薬剤師のあり方」の部分について御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、橋場構成員、お願いします。

○橋場構成員 取りまとめにつきまして、全般的に文言等細かいところについては今日議論するところではないと思いますので、また別途、事務局等にお示しさせていただきたいと思いますが、1点だけ気になるところで、20行目「薬事衛生等」と「等」でくくられているところがありますけれども、今回の資料2のポンチ絵にも示していただいているとおり、セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進をしっかりと明記していただいておりますので、文章中もこちらの薬局・薬剤師の重要な役割がありますので、「等」でまとめずに記載していただきたいと思っております。

1ページは以上でございます。

○太田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。1ページ目に限った御意見。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、2～4ページ目にかけて「地域における薬局の役割・機能」についての御意見があれば改めてお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、磯崎構成員、お願いいたします。

○磯崎構成員 100行目「地域ごとの薬局の状況は大きく異なっていると考えられることから」から「体制構築を進めることが望ましい」ですけれども、先ほども申し上げたように、一定の大きさの地域の中にある薬局の先生方、薬剤師の先生方全員ができるだけそういう会に参画していただいて、我々から見ると、薬剤師の先生方はシャイな先生が多くてなかなか出てきてくれないので、薬剤師だけの集まりでもいいと思います。皆さんが地域

の医療を守るためにどういった貢献ができるかを皆が知っていて、どういった分担ができるのかということをご進めいただければと思っています。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

橋場構成員、お願いいたします。

○橋場構成員 このセンテンスは非常に重要なところだと思いますので、少し丁寧に意見させていただきたいと思います。

まず、2ページの45行目です。こちらの後半部分で「施設として必要な役割」の「施設」と書かれておりますけれども、今日の議論もありましたし、前回で私も申し述べさせていただいたとおり、薬局は地域における公共的な施設という側面をしっかりと打ち出すべきだろうと思いますので、文言としては「地域の公共的な施設」といった意味合いを入れてほしいことがまず1点でございます。

次に、60行目に「OTC医薬品」と書かれておりますけれども、こちらの販売・提供にしましてはOTC医薬品だけではなくて、医薬部外品、衛生用品等の提供も薬局の機能として重要ということがございますので、ぜひ「など」といったことを検討いただきたいなと思っております。

次に62行目からまたがっていくところですが、3ページの一番上63行目になりますが「非効率」という言葉が使われておりますが、薬局サービスは効率だけで行っていることではないので、「非効率」という言葉は違和感を持ちますので、ほかの文言をぜひ御検討いただきたいところでございます。

引き続き、65行目も「まず」という言葉が書かれておりますけれども、どうも文章を読むと個々の薬局に求められるものと、地域の拠点で確保すべきものと明確に分け過ぎている嫌いがあると思います。今回ずっと議論されてきた中で、個々の薬局で必須で確保していくべき機能と、個々の薬局が本来持つ機能であるけれども特定の患者やいろいろなケースにおいて難しいケースもあることから、そのような場面に備えて地域で体制を構築していこうということがそもそも出発点だったかと思っておりますので、この辺の書きぶりをぜひ検討いただきたいと思います。

あと、70行目からですが、71行目に「在宅対応に向けた連絡調整」とございます。こちらは個々の薬局に求められる機能の中に含まれていることですが、これだけ読むと在宅対応しなくてもいいような形に見えてしまうところがございますので、個々の薬局も在宅対応はするのだということが分かるような書きぶりにぜひしていただきたいなと思います。

あと76行目以下、少し読みづらい記載になっていきますので、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

あと、4ページの100行目、先ほど磯崎構成員からお話がありましたが、ここが今回非常に大事なところだと思っております。先ほども申しましたが、夜間・休日対応や在宅対応というのは着実に継続して地域の中で実施されていくことが非常に大事なのです

けれども、使命感だけでやるとやはり限界が出てくるということがあります。そういった観点からも医療計画と密接に関係する機能ですし、薬局が公共的な施設であることをさらに明確にすることからも、法令上の根拠に基づいた位置づけを地域の行政においても明確にすることが極めて重要である。ここは踏み込んだ形で記載していただきたいと思っています。

加えて、ここで全般的に「行政」という言葉が出ておりますけれども、この言葉も国レベルの行政なのか、都道府県レベルの行政なのか、市町村体制の行政なのかをある程度分かるような形で記載していただいたほうが分かりやすいのではなかろうかと思います。

以上でございます。

○太田座長 御指摘ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

飯島構成員、お願いいたします。

○飯島構成員 私は88行目の「災害新興感染症対応」で「薬局による対応や薬局間連携による対応など」の「など」に入っているのかもしれませんが、何となく薬局同士だけで対応するようなイメージが付きやすいと思いますので、「医療機関」や「行政」という言葉が入っていてもいいのかなと思いました。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

花井構成員、お願いいたします。

○花井構成員 ありがとうございます。全体の議論として制度設計上、薬局の機能なので、要するにこれは薬局なので、人ではなくてストラクチャーなわけですね。それを定義してどうするかという議論はよく分かるのですが、最初からの議論にも関係するのですけれども、国民がどういう理解をするかというときに、例えば、診療所の機能で何々医院は何かとまらないですね。大体何々先生になっていて、医師とかかりつけの先生がいて、何かあったらその先生に相談するわけだから、例えばここにあるような機能があるとすれば、かかりつけの薬剤師というその人にいろいろなことを、これはできますかと相談する窓口になるという感覚なのですけれども、薬局の場合はいわゆる診療所とは違う部分がありますが、この取りまとめだと最初の頭出しには薬局・薬剤師と書いてあるけれども、基本的には薬局という装置の議論の整理だけれども、取りまとめではそういう立てつけなので、そういう整理になるかと思うのですけれども、もう少し薬剤師さんそのものの顔が見える整理があってもいいかなと思います。

かかりつけ薬剤師さんであれば、まず、かかりつけ薬剤師さんにこういうことができますか、うちはそこまでやっていませんからこちらを紹介しますという、こちらからすると、この人はかかりつけとして信頼できる薬剤師さんだと。診療所はそうになっていますから、例えば、医師が2人くらいいる医院だとしても、何々先生というのは患者にとっての診療所の窓口としての先生なので、もちろんドラッグストアとかたくさん薬剤師さんがいるところであれば、病院もそうであるように組織としての機能というのはもちろんそうなので

すけれども、もう少し薬剤師さんの顔が見えるような取りまとめと言うと変なのですが、最初に薬局・薬剤師が書いてあって、対物から対人へと書いてありますし、あと細かいことでは少し混同していますよね。薬剤師なのか薬局なのか。前に議論があった、かかりつけ薬剤師なのか、かかりつけ薬局なのかという議論はありますけれども、そうはいっても患者からすると人なので、もう少し薬剤師さんの顔が見えて、例えば、うちはかかりつけ薬剤師さんを選べますよという言い方もあるわけではないですか。そういう言い方をされると何となく分かるのですけれども、うちをかかりつけ薬局にしてくださいと言われても、ぽかんとするということはあると思います。もう少し薬剤師という人の見える話と、ストラクチャーの規定・概念をもうちょっとクリティカルに整理したほうが、今後、国民に理解してもらうためのものとして、ここにはこういう薬剤師さんがいますよというのが魅力になっていくのは当たり前なので、診療所はそうになっているから、薬剤師さんとかかりつけのお医者さんと同じような信頼関係をつくるためには、そこをもう少し配慮した取りまとめ方があれば、難しい注文かもしれませんが、感想として持ちました。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。大変貴重な視点だと思います。

どうぞ。

○山口構成員 今の花井構成員の御意見についてですけれども、私はどちらかというと薬局は複数の薬剤師さんがいらっしゃることが多いので、できればかかりつけ薬局を持っていて、どの薬剤師さんに当たったとしてもきちんと情報を共有して対応してもらえるほうが患者としては安心かなと思っています。というのも、今のかかりつけ薬剤師は患者が選べないです。薬剤師のほうから私をかかりつけ薬剤師として同意してくださいと言われていいますので、そういう体制だと患者が選ぶという感覚にはなっていないと思います。だとすれば、私は、できればかかりつけ薬局の機能ということでしっかりとさせていただいて、というのも、かかりつけ薬剤師の勤務表を渡されて、なんでその人がいるときを選んで患者が行かないといけないのかとかねがね思ってきましたので、今のように薬剤師の顔が見えるようにするのであれば、患者が選べるかかりつけ薬剤師という制度をしないと、なかなかそれは進んでいかないのではないかと思います。

○太田座長 その御意見もあると思いますし、薬剤師と薬局を混同して書いているところがありますので、それはこれから先修正する必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。藤井構成員どうぞ。

○藤井構成員 時間がなくなっていると思うので、個別というよりは全体的な取りまとめの中でということで少しお話しさせていただきたいのが、役割・機能、あり方も含めてのまとめということですが、その中に今後構築すべき内容と課題が混在してしまっているのかなと見ております。役割・機能の明確化では大分進んできているので、それはそれでしっかりまとめつつ、では、それを実現するために今後検討が必要なことは何で

しょうという書きぶり。1回目、2回目の検討会でもいろいろな意見が出ていたかと思います。役割・機能を果たすために今後この検討をすべきということも出ていますので、それは今後検討しましょう。またそれもあるけれども、さらにこんな課題がまだありますねということであれば、さらなる課題抽出が必要と書くとしていただく。例えば4ページの91行目「実効性のある体制を構築していく必要がある」、でも「必要がある」で終わってしまうと、その先どうしますかというのが出ます。では今後も考えましょと進めていくという意味では、まず取りまとめとして役割・機能は明確化して記載する、その実現のためには、さらなる検討が必要などの書きぶりにしていただけると、次への議論にもつながっていただけるので、よろしいのかなと思っております。

特に、患者様が利用するメリットという意味では、役割・機能を昇華させてこの様なメリットが患者様にあるので皆様に周知しましょう、という流れでまとめるといったことをしていただくと、全体的に推進という話にはなりますので、分かりやすいかなということ御意見させていただきます。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは、樋口構成員から。

○樋口構成員 4ページの100行目「地域ごとに薬局の状況は大きく異なっていることから」ということで、「地域・拠点で確保すべき機能について、行政が関与し、地域の実態を把握した上で必要な体制を構築することが重要である」、本当にそのとおりだと思っています。夜間・休日対応などの機能について「今後、地域における医療計画を踏まえ、薬局を含む関係機関が」となっているのですが、5ページの116行目、夜間・休日について輪番制とか薬局間連携に対応する体制の構築等書いてあるのですが、24時間、それから夜間・休日等のお薬を必要なときに必要な人に届けるためには、訪問看護ステーションや様々な地域のサービスが関わってくるかと思います。地域の実情を把握し、そのニーズを薬局の中で活用していただいて、24時間、輪番制も含めてどのように薬剤が届くか検討されるのは、先ほど行政がどこの部分を言うかというのがありましたけれども、市町村や地域の実情をしっかりと分かっている行政も含めて入りながら、薬局や訪問看護ステーションを含む関係職種でしっかりと実情に応じた体制構築を進めることが望ましいという文面が、私はうれしいかなと思っています。

私は看護師なので、看護師から地域のお薬のことや地域で医療が必要な方々に対応すること考えていくと、必要なときに必要なものがタイムリーに届くことが一番大事ですので、そこが地域連携薬局等で確実に進んでいくことを望みます。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。

落合構成員、手が挙がっていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○落合構成員 どうもありがとうございます。私も2点ほどございます。

1つが、100～104行目あたりでございます。この中で「地域の実情に応じた体制構築を

進めることが望ましい」となっているかと思います。ここで先ほどの資料2でも少し確認させていただいたところがありましたが、薬局間だけではなくて医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等との連携がございましたので、協力するような方々というのはどういう方々なのかが分かるように、もう少しここを書き込んでいただけないかと思っておりますが、いかがでしょうかというのが1つ目です。

2つ目としましては、今申し上げたことと同じところではございますが、「行政が関与し、地域の実態を把握した上で必要な体制を構築する」という部分がございます。この点については、実際どういう状況なのかを把握していただくことが大事かと思えますし、また、少し前のところで議論になった部分もありましたが、それがうまく機能しているのかどうかを見直しながら進めていただくことが大事ではないかと思えます。情報を把握し、適宜見直しをし、また外から分かるようにという内容をつけ加えていただけないかと思えました。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。この100～104行目に関しましていろいろな構成員から意見が出たところでございますので、取りまとめまして修正をかけるなりしていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、4ページ、5ページの「地域連携薬局の役割・機能」について御意見があれば、よろしくお願いします。

どうぞ。

○山口構成員 山口でございます。

「地域における薬局の役割・機能」で先ほどから出てきている100～104行目で、「行政の関与と薬局を含む関係機関が連携して」という言葉が出てきているのですが、地域連携薬局のところも最初に樋口構成員が、これは地域連携薬局が把握するのですかとおっしゃっていました。そのときの事務局のお返事として、行政・関係団体などが中心になってとおっしゃったのですが、116～121行目にそういう言葉が入っていないので分かりにくいのかなと思いましたので、「行政や関係団体が中心になって」という言葉を入れることで、誰がやらないといけないのかが明確になるのではないかと思いましたので、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太田座長 そのとおりだと思います。ありがとうございます。

井本構成員、どうぞ。

○井本構成員 4ページの「地域連携薬局の役割・機能」の1つ目、2つ目で、地域連携薬局は「自ら」や、「積極的に実施する」という文脈が読み取れるのですが、5ページの次の機能を有する必要があると考える121行目以降の●5つ目になると、一般の薬局の機能と区別した書きぶりにあまりなっていません。先ほど前半の議論でこのあたりの重みづけをどうするかは、別途後半での議論を、ということになっておりましたが、前回のディ

スカッションでも今日の資料1の中でも、「現場にもっと積極的に」や、「薬局の中だけではなく」という構成員からの意見があったと思いますので、そのあたりを加味して少し書きぶりを差別化していただくと、私どももここが地域連携薬局の機能で違いがあるところですよと医療関係者の中でも看護職に周知できるので、検討をお願いしたいと思います。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

橋場構成員、お願いいたします。

○橋場構成員 まず、4ページの112行目になりますけれども、「在宅医療等に地域の薬局と連携しながら」と書いてございますが、連携は在宅医療だけではないだろうと思いますので、ここは書きぶりを工夫していただきたいなというところがございます。

あと、先ほどから出ております100行目からのくだりの中で、地域連携薬局においても先ほどの4ページの100行目に「地域における医療計画を踏まえ、薬局を含む関係機関が連携して」というくだりがございます。ですので、地域連携薬局も当然、地域における医療計画に位置づけられていくべきものではなかろうかと私は考えますので、そういった内容も分かるような書きぶりをどこかに加えていただきたいなと思っております。

その上で、5ページの141行目になりますけれども、なお書きという形になっておりますが、どちらかというところすごく大事なセンテンスがここに盛り込まれていると思っております。つまり、地域全体で体制を構築することで、そのためには地域連携薬局に全てを任せるのではなくて、地域のニーズに対応するための体制の構築は、それ以外の薬局も積極的に協力する、ここのセンテンスは物すごく大事なところだと思いますので、どちらかというところ、なお書きというよりは非常に重要な観点だと分かるような形にしていいただければと思います。

以上です。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

それでは、藤井構成員、お願いいたします。

○藤井構成員 129行目のターミナルケアの患者様の対応ということで記載があるのですが、本来がんの患者様という話になると、これは専門医療機関連携薬局が担う役割かと思えます。しかしながらターミナルケアの患者様の中には老衰の方もいらっしゃると思うので、ターミナルケアの患者様の対応という意味では、麻薬以外に地域連携薬局に求める機能があるとするならば、もう少し具体的なものも御記載いただけると、こういうことも地域連携薬局はターミナルケアに当たってやってくれるのですねというのが多職種の方、患者様含めて見える化できるのかなということでは、そのあたりもう少しこの後何か皆様の御意見を踏まえつつ、足していけたらと考えております。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

磯崎構成員、お願いいたします。

○磯崎構成員 124行目ですけれども、「外来患者の夜間・休日対応を実施すること（地域

の実状に応じ、輪番制に参加する等）」と書いてあるのですが、連携薬局はどちらかというと夜間・休日の在宅だけではないと思いますが、在宅やほかの医療機関と協力して外に出ていくといったほうがメインの機能だと思います。地域で面として持っていかなければいけない外来患者さんの夜間・休日に関しては、地域連携薬局だけではなくて地域全体で補うべき機能ではないかと思いますので、これをここに入れてしまうと地域連携薬局だけでやるみたいなイメージができてしまうので、そこを注意していただければと思います。

○太田座長　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の6ページ、7ページの「健康サポート薬局の役割・機能」に関しまして、御意見ございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。ここに関しては既に議論が済んでいますからよろしいですかね。

ここに関しましても大変活発な御意見を本当にありがとうございました。事務局におかれましては、本日の御意見を踏まえまして資料3の追記・修正等をお願いしたいと思います。ここも、これでかなりきちんとした文章になるだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、議題3の「その他」でございます。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○課長補佐　資料4を御覧ください。本検討会の今後の検討の進め方についてでございます。次回以降の本検討会での検討事項の予定をお示ししております。

まず、9月の検討会でございますが、先ほど御議論いただきました地域における薬局・薬剤師のあり方の取りまとめに向け、引き続き検討いただくことを予定しております。併せて「離島・へき地等における薬剤提供（在宅医療における薬剤提供含む）のあり方」の検討を行います。こちらの議題につきましては、令和6年度の規制改革実施計画を踏まえた対応も併せてお示しすることを予定してございます。

また、10月以降もこちらの議題につきましては引き続き議論を行いまして、令和6年度中に一定の取りまとめを実施していただきたいと考えているところでございます。

なお、検討事項につきましては、状況に応じ変更・追加があるものと考えております。

事務局の説明は以上でございます。

○太田座長　ありがとうございました。

今後の検討の進め方について御説明いただいたのですけれども、本件は報告事項ではあるのですが、もし何か進め方に関しまして御意見なり御質問があれば。

落合構成員、よろしくお願いいたします。

○落合構成員　ありがとうございます。1点だけでして、進め方自体としてはそういう形かと思っております。一方でいろいろな施策を考えていく場合に、時間がかかることと比較的早期にできることがあり得るかとは思っています。それは議論の中でそれぞれ見つかっていくことがあれば、それぞれ御検討を進めていただくという方向と理解してよろしいでしょうか、ということを経理局にお伺いできればと思います。

○薬事企画官 コメントありがとうございます。御指摘のとおりでございますので、そういった形で進めさせていただければと思っております。

○落合構成員 ありがとうございます。

○太田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の議論は以上でございます。

ほかに事務局から何かございましたら御発言をお願いいたします。

○薬事企画官 事務局からは特段ございません。本日も活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、事務局で各種修正等行いまして、また次回に御議論いただきたいと思いますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

また、次回開催につきましては、追って連絡させていただきたいと思います。

以上でございます。

○太田座長 それでは、以上で本日の検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。